

居宅介護支援事業者連絡協議会質問票への回答

質問票の内容	質問票への回答
<p>松戸市Q&A8について～体制加算は含まれるかの質問（※1）に対して回答がわかりにくかったためにもう一度伺いたい。</p> <p>※1 松戸市Q&A8に記載「新たな加算を算定するにあたって、ケアマネがケアプランのニーズや目標、サービス内容等に変更が必要であると判断した場合は一連の流れを行いケアプラン変更の必要あり。とあるが、体制加算は含まれるか。</p>	<p>加算を算定するにあたり、ケアマネジャーがケアプランのニーズや目標、サービス内容等に変更が必要であると判断した場合は、一連の流れを行いケアプラン変更をしていただく必要があります。</p> <p>（老企第22号第2の3(8)⑬及び⑭を参照）</p>
<p>訪問リハビリ導入について、アセスメントで継続必要な根拠がある場合、専門職や医療から聞き取りを行ったうえで支援延長等の支援を行ってもよいのか、保険者としての見解を聞きたいです。</p>	<p>市としては国に準じておりますので、独自の取り決めはございません。訪問リハビリの継続については、医師の判断のもとで継続理由、終了時期や他サービス移行への見通しを明確にしたうえでご対応ください（老企第36号第2の5（1）⑥を参照）。</p>
<p>捺印について松戸市の見解をもう少し細かい説明で教えてほしいです。</p> <p>契約書・計画書・利用票・個人情報の申し出など社印（法人印）どこまで必要なのかを用いて説明をお願いします。それに伴い、予防について松戸市の見解を教えてください。</p>	<p>必ずしも押印を求めるものではないと判断しております。（省略可能）しかしながら、契約に関して利用者側の心情も考慮し、押印を一律に禁止するものではありません。内閣府・法務省・経済産業省より発出されております「押印についてのQ&A」をご参照のうえ、利用者ごとに、または担当介護支援専門員ごとに対応方法が異なる状況とならないよう、事業者単位で取り決めをしてください。</p>
<p>「前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護・・・サービス割合：等のご利用者様への説明文書（重説 別紙）について、文書を交付の上説明し、利用者からの署名を得なければならないとあります。上記の通り「署名」を得ていれば「捺印は不要」との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準について」の中には必ず利用者から署名を得なければならないと記載されております。押印については記載がないことから、必ずしも求めるものではないと考えております。</p>
<p>コロナ禍で訪問できないことがあるため、～減算にならないかという質問（※2）に対しての回答がよく聞こえずもう一度教えてほしい。</p> <p>※2 コロナ禍で訪問できないことがあるため、短期目標期間が到来したときに、アセスメントと照会とモニタリングと原案が同じ日になってしまうことがあるが、減算にはならないか。</p>	<p>指定居宅介護支援事業所等の人員及び運営に関する基準第13条や指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準について第2.3(8)にあるとおり、短期目標期間終了に伴うモニタリング、次期ケアプラン作成のためのアセスメント、原案作成、サービス担当者会議はそれぞれ実施されるべきものと考えます。</p> <p>ケアプランの変更の内容が「軽微な変更」に該当すると判断された場合については上記の流れを行う必要はないものとしています。「軽微な変更」に該当するかの判断につきましては、介護保険最新情報VOL959を参考にしてください。</p> <p>コロナ禍における対応について、アセスメント・モニタリングは、「新しい生活様式」の実践例に基づき、事業所で定める感染防止対策を徹底のうえ訪問することをご検討ください。そのうえでご判断いただき、困難な場合には、電話等による状況確認による実施ができます。その際には、判断の基準となる経緯について支援経過等に記録してください。サービス担当者会議は、「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、電話やFAX等で意見を求めることもできます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症を原因とした理由で急速サービス内容の変更が必要になり、提供前に開催することが困難な場合も想定されますが、アセスメントや担当者会議を事後的に開催する場合は可及的すみやかに実施する必要があります。</p> <p>コロナ禍での対応方針については松戸市介護保険課より通知している「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議、モニタリングへの対応方針について（通知）」を参考にしてください。</p>